

平成27年度定期監査の結果に基づく措置内容

市民生活部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>予定していた週休日の振替を取り消して勤務をした場合、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第2号」の規定に基づく休日時間外勤務手当（135/100）を支給することとなっているが、週休日の振替に伴い1週間の勤務時間が40時間を超えた時間に対して支給される時間外勤務手当（25/100）が支給されていた。</p>		<p>ご指摘の事項につきましては、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を訂正し、時間外勤務手当を追加支給しました。今後は、市職員の勤務時間、休暇等に関する規則を遵守し、適正に処理してまいります。</p>	
<p>振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。</p>		<p>ご指摘の事項につきましては、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を訂正し、時間外勤務手当の戻入を行いました。今後は、市職員の給与に関する規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>	
市民活動課	平成28年 4月22日提出	平成28年 4月28日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当（25/100）を支給することとなっているが、対象とならない勤務時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました時間外勤務手当の支給対象外分につきましては、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を修正し、戻入の処理を行いました。今後は、職員へ規定等の周知を図り、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿の確認を徹底し適正に処理をしてまいります。</p>	
生活安全課	平成28年 5月20日提出	平成28年 5月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>週休日の振替については、「市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項」の規定に基づき、日曜日及び土曜日を週休日とすることとなっているが、国民の休日を勤務日とし週休日の振替を行っているものが見受けられた。</p>		<p>国民の休日に勤務したものについては、時間外勤務手当を追加支給し、振替を行った時間については年次休暇取得としました。今後は週休日の振替を適正に行うよう徹底いたします。</p>	
市民課	平成28年 4月19日提出	平成28年 4月28日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第48条第1項」の規定に基づき、勤務を命ぜられたときは、その実際に勤務した時間について手当を支給することとなっているが、時間外計算が実働時間と一致していないものが見受けられた。</p>		<p>時間外計算の誤りにつきましては、速やかに修正処理を行いました。今後は時間外計算入力後に、実働時間との一致を確認するよう徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
環境保全課	平成28年 4月21日提出	平成28年 4月28日公表	

福祉部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>介護保険パンフレット印刷の契約において、契約締結後に契約の内容が変更になったにもかかわらず、「市財務規則第154条」の規定に基づく変更契約の手続きをせずに履行されているものが見受けられた。</p>		<p>ご指摘の介護保険パンフレット印刷の契約については、当課の都合により仕様書に示したページ数を減数したものの、契約書第12条に基づく契約金額の変更の協議を受注者に持ち掛けずに事業完了させたことにより、事業完了後に契約金額の変更の協議をおこないましたが、当課が契約書にある手続きを履行しなかったため契約金額の変更には至りませんでした。今後は、業務の進捗管理を徹底しつつ契約事項と履行内容を的確に把握すると共に、関係各課との協議を密におこない、履行内容に変更が生じる場合には、契約変更をおこなうなど適切に対処します。</p>	
介護保険課	平成28年 4月27日提出	平成28年 4月28日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>ふれあい交流館使用料等の収入処理において、収入事務受託者が歳入を徴収又は収納したときは、「市財務規則第54条第2項」の規定に基づき、速やかに指定金融機関等に払込まなければならないこととなっているが、2～3週間程度まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>ふれあい交流館の料金の支払い方法について、申し込み時に基本料金を徴収し、使用後に機材等の使用料の徴収を行っております。このことから、基本料金及び機材等の使用料の入金について週2回以上確認し、入金を確認された時点で、速やかに金融機関に払込むように口頭により指導いたしました。今後も財務規則の規定どおり遅滞無く払込みが行われるよう指導を行ってまいります。</p>	
社会福祉課	平成28年 4月28日提出	平成28年 5月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>児童一時預かり事業保護者負担金及び児童一時預かり事業給食費負担金の収入処理において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「市財務規則第29条第1項第4号及び第39条第2項」の規定に基づき、その時に調定し当日又は翌日に指定金融機関に払込まなければならないこととなっているが、収納してから1週間程度まとめて調定し収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました児童一時預かり事業保護者負担金及び児童一時預かり事業給食費負担金の収入につきましては、収入があった際にはその日のうちに調定し、翌日に指定金融機関に払い込めるように、保育所に嘱託事務員を配置する等の改善を行い、事務内容を見直しました。今後は、収入処理の漏れがないよう適正に処理してまいります。</p>	
<p>物品管理者は「市財務規則第27条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、購入した備品を備品台帳に登録しました。今後は備品と備品台帳の照合を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>	
児童福祉課	平成28年 4月27日提出	平成28年 4月28日公表	

経済部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>地籍調査成果の写しの交付・閲覧手数料の収入処理において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「市財務規則第29条第1項第4号及び第39条第2項」の規定に基づき、その時に調定し当日又は翌日に指定金融機関に払込まなければならないこととなっているが、収納してから1ヶ月程度まとめて調定し収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました地籍調査成果の写しの交付・閲覧手数料の収入処理については、その都度調定し、当日又は翌日に指定金融機関に払い込むように周知徹底します。</p>	
<p>振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。</p>		<p>時間外勤務手当の過払い分については、時間外勤務命令簿、時間外計算書を修正し、戻入処理を行いました。今後は職員に規定の周知を図り、不適切な支給のないように努めてまいります。</p>	
農政課	平成28年 4月18日提出	平成28年 4月28日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘事項につきましては、購入した備品が備品台帳に登録されておりませんでしたので、台帳に登録しました。今後は、購入後速やかに備品台帳に登録することを徹底し、適正な事務処理を行います。</p>	
観光振興課	平成28年 4月15日提出	平成28年 4月28日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>平成26年度の清涼飲料自動販売機占用料及び光熱水費等負担金の収入処理において、「地方自治法第231条及び第235条の5」の規定に基づいた事務処理を怠ったために平成27年度の歳入になっているものが見受けられた。</p>		<p>清涼飲料自動販売機占用料及び光熱水費等負担金の収入処理につきましては、年度末に占用者並びに施設管理者への照会確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
<p>週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、対象とならない勤務時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。</p>		<p>時間外勤務手当の誤支給につきましては、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿を確認し、戻入を行いました。今後は、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿について、管理監督者、庶務担当者及び本人による相互確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
<p>週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>時間外勤務手当の未支給につきましては、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿を確認し支給いたしました。今後は、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿について管理監督者、庶務担当者及び本人による相互確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
商工振興課	平成28年 4月25日提出	平成28年 4月28日公表	

建設部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>市道路線幅員証明手数料の収入処理において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「市財務規則第29条第1項第4号及び第39条第2項」の規定に基づき、その時に調定し当日又は翌日に指定金融機関に払込まなければならないこととなっているが、調</p>		<p>指摘がありました市道路線幅員証明手数料の収入処理につきましては、速やかに調定及び金融機関への振込処理を行いました。今後は、現金取扱員が収納した手数料については、管理簿の作成及び領収書との照合を徹底し、翌日の金融機関への振込漏れがないよう</p>	

定及び金融機関への払込がなされていない ものが見受けられた。	周知徹底してまいります。	
道路管理課	平成28年 5月10日提出	平成28年 5月30日公表

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第48条第1項」の規定に基づき、勤務を命ぜられたときは、その実際に勤務した時間について手当を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。		ご指摘の事項につきましては、時間外勤務命令簿の確認をし、時間外勤務手当の追加支給を行いました。今後は、時間外勤務命令簿、時間外計算書の確認を徹底し適正に処理してまいります。	
下水道課	平成28年 4月27日提出	平成28年 4月28日公表	

都市整備部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。		指摘のありました時間外勤務手当の過誤支給につきましては、該当職員に返還を求め、戻入の処理を行いました。今後は、時間外勤務命令簿等関係帳簿の確認を徹底し、適正に処理してまいります。	
公園緑地課	平成28年 5月 9日提出	平成28年 5月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
みなし道路助成金については、「市補助金交付規則第8条第2項」の規定に基づき、交付申請日より14日以内に交付決定をすることとなっているが、14日を超えて決定しているものが見受けられた。		指摘の事項につきましては、課員に対し補助金等交付規則の周知徹底を図り、今後は適正な事務処理をしてまいります。	
時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第48条第1項」の規定に基づき、勤務を命ぜられたときは、その実際に勤務した時間について手当を支給することとなっているが、時間外計算が実働時間と一致していないものが見受けられた。		指摘の事項につきましては、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を実働時間に応じて訂正し、速やかに時間外勤務手当の追加支給及び戻入を行いました。今後は、時間外勤務命令簿、時間外計算書及び出退勤照会システムの内容の確認・照合を徹底し、適正な事務処理をしてまいります。	
振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、		指摘のありました時間外勤務手当の過誤支給につきましては、該当職員に返還を求	

<p>「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。</p>	<p>め、戻入の処理を行いました。今後は、時間外勤務命令簿等関係帳簿の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
<p>建築指導課</p>	<p>平成28年 4月22日提出</p>	<p>平成28年 4月28日公表</p>

<p>監査の結果</p>	<p>監査の結果に基づく措置内容</p>	
<p>仮換地証明手数料の収入処理において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「市財務規則第29条第1項第4号及び第39条第2項」の規定に基づき、その時に調定し当日又は翌日に指定金融機関に払込まなければならないこととなっているが、収納してから1週間まとめて調定し収入処理しているものが見受けられた。また、20日後に調定し収入処理しているものも見受けられた。</p>	<p>指摘がありました1通300円の仮換地証明手数料について、窓口で発行してつり銭が発生した場合、今までは前日の収納分からつり銭を都合していたことが収納の遅れの要因になっていたため、出納課と調整し、つり銭をあらかじめ用意して、窓口で収納した当日分の証明手数料は当日に調定し、当日もしくは翌日に指定金融機関に払込むようにいたします。</p>	
<p>「地方自治法第209条第2項」の規定に基づき、会計ごとに歳入歳出の区分をすることとなっているが、東部第一土地区画整理特別会計から支出すべき時間外勤務手当について、東部第二土地区画整理特別会計から支出しているものが見受けられた。</p>	<p>指摘事項につきまして調査した結果、時間外勤務命令簿を訂正し、時間外勤務手当が適正に処理されていることを確認しました。今後は、時間外勤務命令簿について、本人、庶務担当、庶務担当係長で内容を確認し適正な事務処理を行います。</p>	
<p>区画整理二課</p>	<p>平成28年 4月28日提出</p>	<p>平成28年 5月30日公表</p>

水道事業所

<p>監査の結果</p>	<p>監査の結果に基づく措置内容</p>
<p>振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市水道企業職員の給与に関する規程第40条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。</p>	<p>時間外勤務手当の過払い分については、時間外勤務命令簿、時間外計算書を修正し、戻入を行いました。また、勤務の振替状況の把握を容易にするため、これまで課単位で記入していた振替簿を職員個人ごとに作成するよう変更する方策を採りました。今後は不適切な処理のないよう努めてまいります。</p>
<p>週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市水道企業職員の給与に関する規程第40条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当（25/100）を支給することと</p>	<p>時間外勤務手当の過払い分については、時間外勤務命令簿、時間外計算書を修正し、戻入を行いました。また、勤務の振替状況の把握を容易にするため、これまで課単位で記入していた振替簿を職員個人ごとに作成する</p>

なっているが、対象とならない勤務時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。	よう変更する方策を採りました。今後は不適切な処理のないよう努めてまいります。	
水道事業所	平成28年 5月24日提出	平成28年 5月30日公表

教育委員会

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容	
振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。	ご指摘の事項につきましては、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を実働に応じて訂正し、時間外勤務手当の戻入を行いました。今後は、職員各自が時間外勤務命令簿、時間外計算書の確認を徹底し、適正に処理してまいります。	
学務課	平成28年 5月 2日提出	平成28年 5月30日公表

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容	
週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当（25/100）を支給することとなっているが、対象とならない勤務時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。	指摘事項につきましては、時間外勤務手当の過払いとなった者に対して、戻入処理を行いました。今後は、同様の誤りがないよう規定の周知を図り時間外勤務命令簿、時間外計算書及び出退勤記録の確認を徹底し、再発防止に努めます。	
振替をした週休日に時間外勤務を行っている場合、その時間外勤務手当については、「市職員の給与に関する規則第49条第1項第1号」の規定に基づく時間外勤務手当（125/100）を支給することとなっているが、休日の時間外勤務手当（135/100）で支給されているものが見受けられた。	指摘事項につきましては、時間外勤務手当の過払いとなった者に対して、戻入処理を行いました。今後は、課員に規定の周知を図り、各自時間外勤務命令簿、時間外計算書及び出退勤記録の確認を徹底し、再発防止に努めます。	
青少年課	平成28年 5月17日提出	平成28年 5月30日公表

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が40時間を超えた場合、「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当（25/100）を支給することとなってい	指摘のありました時間外勤務手当未払い分につきましては、週休日の振替簿等を確認の上、速やかに支給の処理を行いました。今後は、職員へ規定等の周知を図り、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿の確認を徹底

るが、同手当が支給されていないものが見受けられた。	し、規定に基づき適正に処理をまいります。	
那珂湊図書館	平成28年 4月26日提出	平成28年 4月28日公表